

附則 この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

総務大臣 石田 真敏
内閣総理大臣 安倍 晋三

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年九月六日とする。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第八十条中「第四十条」を「第四十条第一項」に改める。

附則 この政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月六日）から施行する。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十三号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「東京都世田谷区」の下に「荒川区」を加える。

附則

1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。
2 この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三及び児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）第二条の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行った許可、認可、措置等の

処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に対して行った許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十四号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六十五条の四第三項及び第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の十六第八号を削る。

別表第十一イの表平成二十二年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十一年三月	四千二百七十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

防衛大臣 岩屋 毅
内閣総理大臣 安倍 晋三

省

令

○総務省令第三十五号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月三十日

総務大臣 石田 真敏

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表示） 第八条 「略」 二 種別を有するものにあつては、その種別 「二」の二、四の二 「略」 五 耐食性能を有するものにあつては、耐 食型という文字 「六 略」	（表示） 第八条 「同上」 二 種別を有するものにあつては、その種別 「一」 同上 「二」の二、四の二 「同上」 五 耐食性能を有するものにあつては、耐 食型という文字 「六 同上」